

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年8月21日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 酒 井 隆 明

兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第2号

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第25号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「6か月」の次に「（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）」を加え、同項に次の1号を加える。

（4）前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

第27条を次のように改める。

第27条 削除

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の第19条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

第3条 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第10条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。